

労 災 保 険 率 表

(単位：1/1,000)

(平成27年4月1日施行)

事業の種類の分類	業種番号	事業の種類	労災保険率
林業	02 又は 03	林業	60
	漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）
12		定置網漁業又は海面魚類養殖業	38
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	88
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	20
	24	原油又は天然ガス鉱業	3
	25	採石業	52
	26	その他の鉱業	26
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	79
	32	道路新設事業	11
	33	舗装工事業	9
	34	鉄道又は軌道新設事業	9.5
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	11
	38	既設建築物設備工事業	15
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5
	37	その他の建設事業	17
製造業	41	食料品製造業	6
		食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	
	65	たばこ等製造業 ※	6
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4.5
	44	木材又は木製品製造業	14
	45	パルプ又は紙製造業	7
	46	印刷又は製木業	3.5
	47	化学工業	4.5
	48	ガラス又はセメント製造業	5.5
	66	コンクリート製造業	13
	62	陶磁器製品製造業	19
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	7
	51	非鉄金属精錬業	6.5
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	5.5
	53	鋳物業	18
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	10
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	6.5
	55	めつき業	7
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5.5
	57	電気機械器具製造業	3
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4
59	船舶製造又は修理業	23	
60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	
61	その他の製造業	6.5	
運輸業	71	交通運輸事業	4.5
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	9
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	9
	74	港湾荷役業	13
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	12
	93	ビルメンテナンス業	5.5
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	7
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5
	98	御売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3.5
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5
94	その他の各種事業	3	
	90	船舶所有者の事業	49

※ 平成27年4月1日から、「65 たばこ等製造業」は、「41 食料品製造業」に統合されます。

労務費率表

(平成27年4月1日改定)

【参考】

事業の種類 の分類	事業の種類	労務費率	平成24～26年 度の労務費率
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	18%
	道路新設事業	20%	20%
	舗装工事業	18%	18%
	鉄道又は軌道新設事業	25%	23%
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	23%	21%
	既設建築物設備工事業	23%	22%
	機械装置の組立て又は据付けの事業		
	組立て又は取付けに関するもの	40%	38%
その他のもの	22%	21%	
	その他の建設事業	24%	23%

第二種特別加入保険料率表

(単位:1/1,000)

(平成27年4月1日施行)

事業又は 作業の種 類の番号	事業又は作業の種類	第二種特別加入 保険料率
特 1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災保険法施行規則」という。）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者）	13
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	19
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	46
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	52
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	7
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	14
特 7	労災保険法施行規則第46条の17第7号の作業（船員法第一条に規定する船員が行う事業）	49
特 8	労災保険法施行規則第46条の18第1号ロの作業（指定農業機械作業従事者）	3
特 9	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	3
特10	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又はロの作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	16
特11	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	7
特12	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	17
特13	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	4
特14	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	18
特15	労災保険法施行規則第46条の18第2号ロの作業（事業主団体等委託訓練従事者）	3
特16	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	9
特17	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	4
特18	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者）	6

第三種特別加入保険料率表

(単位:1/1,000)

(平成27年4月1日施行)

対 象	第三種特別加入 保険料率
海外で行われる事業に派遣される労働者等	3

平成29年4月から 雇用保険料率が引き下がります

- ◆ 「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が平成29年3月31日に国会で成立しました。平成29年4月1日から平成30年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりとなります。
- ・ 失業等給付の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに1/1,000ずつ引き下がります。
- ・ 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き 3/1,000です。

平成29年度の雇用保険料率

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
			失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	
一般の事業		3/1,000	6/1,000	3/1,000	9/1,000
(28年度)		4/1,000	7/1,000	4/1,000	11/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		4/1,000	7/1,000	4/1,000	11/1,000
(28年度)		5/1,000	8/1,000	3/1,000	13/1,000
建設の事業		4/1,000	8/1,000	4/1,000	12/1,000
(28年度)		5/1,000	9/1,000	4/1,000	14/1,000

(枠内の下段は平成28年度の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

